

# 健康長寿推進企業等知事表彰事業実施要領

平成27年9月29日  
福祉保健部健康増進課

## 1 目的

従業員やその家族の健康づくりに対して、模範的取組を継続して行っている、いわゆる「健康経営」に積極的な企業や事業所（以下「企業等」という。）を表彰することにより、本県企業等における健康づくりの取組の一層の推進を図る。

## 2 表彰対象

従業員やその家族の健康づくり活動に積極的に取り組み、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められる企業等とする。

ただし、過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがあるもの、及び過去に最優秀賞又は優秀賞を受賞した企業等は除く。

対象は以下のとおり。

宮崎県内に本店又は事務所を有する中小企業とする。なお、中小企業とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 小売業の場合  
資本金5,000万円以下又は常時従業員数50人以下
- (2) サービス業の場合  
資本金5,000万円以下又は常時従業員数100人以下
- (3) 卸売業の場合  
資本金1億円以下又は常時従業員数100人以下
- (4) 製造業、建設業、運輸業その他の場合  
資本金3億円以下又は常時従業員数300人以下

## 3 表彰基準

次の項目について(1)に該当し、かつ(2)～(5)のうち2つ以上該当するもので、健康づくりの取組が他の模範と認められ、健康経営に資するものであること。

- (1) 健（検）診受診率向上等のための取組を実施している。
- (2) 食生活の改善、運動機会の増進等のための取組を実施している。
- (3) たばこ対策の取組を実施している。
- (4) ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を実施している。
- (5) メンタルヘルス対策の取組を実施している。

## 4 表彰の種類及び被表彰者数

表彰は、次の区分により実施する。

- (1) 最優秀健康長寿推進賞 1団体
- (2) 優秀健康長寿推進賞 3団体以内
- (3) 奨励賞

上記(1)、(2)の被表彰者以外の候補者で、被表彰者に準じた功績が認められるものについては、奨励賞を授与する。

## 5 応募方法

応募シート（別紙様式）に必要事項を記載し、取組を把握する上で参考となる添付書類を添えて、健康増進課長に提出する。

## 6 選考方法

次の構成による選考委員会を設置し、7の選考基準に基づき各選考委員により採点を行う。その採点結果をもとに協議を行い、知事が被表彰者を決定する。

委員長 福祉保健部長  
委員 福祉保健部次長(保健・医療担当)  
健康増進課長  
雇用労働政策課長  
宮崎産業保健総合支援センター所長  
全国健康保険協会宮崎支部(代表者)

## 7 選考基準

提出のあった応募シートについて、以下5項目を各10点満点、合計50点満点で採点する。

- (1) 健康課題への対応  
取組内容は自社の健康課題に対応したものか。(健康課題の分析・把握・解決)
- (2) 他企業等への展開の可能性  
他企業等においても実施が期待できる取組か。(横軸展開の可能性)
- (3) 創意工夫  
取組内容に創意工夫がみられるか。(先進性、アイデアのユニークさ)
- (4) 継続性  
一過性ではなく、継続した取組が見込まれるか。
- (5) 総合評価  
特にアピールできるような評価すべき視点があるか。

## 8 表彰方法

表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

## 9 優遇措置

被表彰者は、別紙に示す優遇措置を受けることができる。

## 10 その他

選考及び表彰に関する庶務は、福祉保健部健康増進課で処理する。

### 附 則

この要領は、平成27年9月29日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年5月2日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年8月29日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年9月25日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年8月23日から施行する。

## 別紙

### 健康長寿推進企業等知事表彰 優遇措置

- (1) 宮崎県中小企業融資制度のみやざき成長産業育成貸付（働き方改革等）対象
- (2) みやざき犬の優先的派遣
- (3) 商談会等の情報提供
- (4) 県のメールマガジン、SNS、ふるさと人材バンク登録者メールマガジンを使用した  
広報協力